

令和6年度第2回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和6年12月26日(木) 午後1時30分から
場 所 水戸市笠原町978-25
茨城県開発公社ビル 4階大会議室

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和6年12月26日(木)
午後1時28分から午後2時26分まで
- 2 場所 茨城県開発公社ビル 4階大会議室

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
別記名簿のとおり

III 議題
別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更
新たに赤城美子委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 議事の公開
都計諮問第3号及び第4号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名
議長から議事録署名人として任田委員と金森委員が指名された。
- 3 議案審議
以下のとおり

【都計諮問第3号 取手都市計画区域区分の変更】

○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。
都市計画、都計諮問の第3号につきまして、事務局から説明を願います。

○事務局

都市計画課でございます。どうぞよろしくお願いたします。
それでは、都計諮問第3号、取手都市計画区域区分の変更について御説明させていただきます。
資料は、お手元のA4縦の付議案1-1、1-2ページ。図面はA4縦の別冊1ページとなっております。
説明は、お手元、A4横の都市計画諮問第3号、取手都市計画区域区分の変更についてという表紙のスライドを印刷した資料を用意しておりますので、スクリーンと併せて御覧ください。
それでは、A4横の資料1-2ページを御覧ください。同じものをスクリーンにも表示させております。

まずは、付議案図面でございます。

本案件は、守谷市で進められている新守谷駅周辺地区の開発に向けて、現在、市街化調整区域である赤色で囲む約 14.6 ヘクタールを市街化区域へ編入するものでございます。

1－3 ページを御覧ください。本日、御説明する内容でございます。

一つ目、計画の概要。二つ目、まちづくりに必要な都市計画。三つ目、都市計画手続の状況の順に進めてまいります。

まずは、一つ目、計画の概要でございます。1－4 ページを御覧ください。

位置でございます。今回の案件は、青色で囲む県の南部、取手都市計画区域にあり、新守谷駅周辺地区は、赤丸で示す守谷市の北部となっております。

1－5 ページを御覧ください。詳細な新守谷駅周辺地区の位置でございます。

新守谷駅周辺地区は、赤色で囲む関東鉄道常総線新守谷駅や、国道 294 号を含む区域となっております。また、北に常磐自動車道谷和原インターチェンジ、南には、つくばエクスプレス守谷駅があり、交通利便性が優れている地域でございます。

1－6 ページを御覧ください。

上位計画による位置づけでございます。令和 3 年 9 月に、県が決定いたしました取手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランでは、北守谷市街地地域として、常総線新守谷駅や常磐道谷和原インターチェンジとの交通ネットワークを生かし、商業・業務施設や公共施設の集積を高め、にぎわいと魅力ある都市拠点の形成を図る地域となっております。

1－7 ページを御覧ください。

令和 2 年 3 月に守谷市が決定いたしました守谷市都市計画マスタープランでは、新守谷駅周辺地区は、商業・サービス機能等の拡充を図り、副次拠点として育成するとともに、国道 294 号沿道へ、地域生活を支える産業機能を集積する地区となっております。

また、土地利用の基本方針では、複合用途市街地として新たな産業機能と住宅地が複合した市街地の整備を進めることとなっております。

1－8 ページを御覧ください。

続きまして、上位計画に基づき、守谷市が計画しているまちづくりについて御説明いたします。

本地区のまちづくりは、土地区画整理事業により、計画的な市街地の形成を図ることとしております。

土地利用の計画は、図面左側から青色の範囲、国道 294 号沿道を物流系、紫色やピンク色の範囲、新守谷駅周辺を商業系、黄色の範囲、既存の保育施設周辺を住居系、緑色の範囲を沿道サービス系としております。

1－9 ページを御覧ください。

続きまして、二つ目、まちづくりに必要な都市計画でございます。

1－10 ページを御覧ください。

今回の新守谷駅周辺における新たなまちづくりには、五つの都市計画を活用することとしております。

具体的には、表に記載のとおり、上から、今回の付議案件でございます県が定める区域区分、いわゆる線引き、続いて、今回の付議案件ではございませんが、守谷市が定める土

地区画整理事業、用途地域、地区計画、高度地区となっており、それぞれ県と市が協議調整しながら手続を進めております。

今回、御審議いただく都市計画は、赤枠で示す県が定める区域区分、いわゆる線引きとなります。

1-11 ページを御覧ください。

こちらは、県が定める区域区分の概要でございます。

今回は、新守谷駅周辺地区、約 14.6 ヘクタールを市街化区域へ編入する計画であり、この結果、守谷市の市街化区域は、全体で約 985 ヘクタールから約 1,000 ヘクタールに変更となります。また、市街化区域への編入面積約 14.6 ヘクタールのうち、住居系の用地は 1.3 ヘクタール、工業系用地は 4.1 ヘクタール、商業系用地は 4.8 ヘクタールとなっております。

1-12 ページを御覧ください。

都市計画法施行令第 8 条には、今回の案件である区域区分に関して、必要な技術的基準が都市計画基準として示されております。

これによりますと、原則として、市街化区域に含めない土地の区域として、イ) 市街化の動向等を勘案して市街化することが不適当な土地。

ロ) 洪水や津波等による災害発生の恐れのある土地。

ハ) 優良な集団農地や長期にわたり農用地として保全すべき土地。

ニ) 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持する等のため保全すべき土地という基準が示されております。

今回の案件は、これらの土地は含まれないものとして、国土交通省などとの協議を行っております。

具体的な内容を御説明いたします。

1-13 ページを御覧ください。

まずは、イ) 市街化の動向等を勘案して市街化することが不適当な土地についてでございます。

今回の案件は、関係機関との協議が整い、また、関係地権者の 3 分の 2 以上の同意が得られるなど、組合施行による土地区画整理事業の実施に向けた手続が進み、市街化が確実となったことから、市街化区域へ編入するものでございます。

以上のことから、土地区画整理事業により計画的な市街化が図れる見込みであり、市街化することが不適当な土地ではないと考えております。

1-14 ページを御覧ください。

続いて、ロ) 洪水や津波等による災害発生のおそれのある土地。

ハ) 優良な集団農地や長期にわたり農用地として保全すべき土地。

ニ) 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持する等のため保全すべき土地。についてでございます。

左の図は、守谷市が作成公表しているハザードマップでございます。

地区の東側、青枠で示す箇所に小貝川の浸水想定区域に該当する範囲がございます。

こちらの浸水深は、最大で 1.5 メートル程度であり、土地区画整理事業による造成工事で宅地をかさ上げし、浸水を解消する計画となっております。

また、右の図は、本地区の航空写真であり、赤枠が編入する区域になります。地区内には、黄色の枠で示す箇所に住宅や店舗、倉庫などの建物があり、その他の範囲は主に森林や農地となっております。

森林や農地は含まれますが、優良な集団農地や守谷市として積極的に保全する森林などは含まれておらず、保存保全すべき土地は含まれないと考えております。

一方で、森林や農地などの緑の環境は、都市にとっても重要でございますので、可能な限り、緑の保全や確保に努めながら、事業を進めていくと守谷市からは聞いております。

これらのことから、イ、ロ、ハに示した土地は含まれないと考えております。

1-15 ページを御覧ください。

本地区の排水計画でございます。

市街化区域へ編入する場合、下水道の都市計画については、同時に定めることが一般的でございますが、今回は、既に下水道の都市計画が定められております。

汚水は、地区南西部及び北東部から、北守谷汚水幹線及び南守谷汚水幹線を経由し、守谷浄化センターに送られ、そこで処理された後、利根川に放流します。

雨水は、地区内に整備される貯留施設で調節し、小貝排水路を経由して小貝川に放流します。

1-16 ページを御覧ください。

県が定める区域区分の変更に合わせて、赤破線の枠で示す守谷市が決定・変更を行う都市計画についても、関連いたしますので御説明いたします。

守谷市が定める都市計画は、土地区画整理事業の新規決定、用途地域の変更、地区計画の新規決定、高度地区の変更の4件でございます。

1-17 ページを御覧ください。

まず、土地区画整理事業の決定でございます。

本地区では、関係地権者の組合による土地区画整理事業を予定しており、地域の生活拠点としての機能強化や、交通ネットワークを生かし、商業・業務施設、住宅地や公共施設の集積を高め、にぎわいと魅力ある都市拠点の形成を図るなど、上位計画に基づくまちづくりを計画的に進めてまいります。

1-18 ページを御覧ください。

用途地域の変更でございます。

先ほどの土地区画整理事業の土地利用計画に併せて、用途地域を指定いたします。

図面左側から、国道294号西側、既存の用途地域を拡大し、約5.1ヘクタールを工業専用地域に、国道294号東側、約3.4ヘクタールを準住居地域に、関東鉄道常総線の東側、約3.4ヘクタールを第2種住居地域に、図面右側、約2.7ヘクタールを第1種住居地域に指定いたします。

1-19 ページを御覧ください。

地区計画の決定でございます。

こちらは、用途地域を補完し、きめ細やかな土地利用を誘導するため、地区計画を決定いたします。

地区計画の目標は、交通ネットワークを生かし、商業・業務施設などの集積を高め、守谷市の副次拠点として、にぎわいと魅力ある都市環境の形成を図ることといたします。

主な制限は、建築物の敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、建築物等の形態または意匠の制限、緑化率の最低限度などでございます。

右の図では、地区区分と土地利用の方針を示しております。

用途地域を補完するよう、地区の西側から青色の工業地区、ピンク色の沿道商業地区、オレンジ色の商業地区、黄色の住宅地区、水色の沿道複合地区の五つの地区を設定しております。

1-20 ページを御覧ください。

最後に、高度地区の変更でございます。

市街化区域への編入に伴い、既存市街地と合わせて、街並みや都市景観の維持形成を図るため、国道 294 号より東側の 9.5 ヘクタールを高度地区に設定いたします。

この都市計画は、隣接する常総ニュータウン北守谷地区と同じ内容となっており、良好な居住環境の維持増進を図るため、建築物の高さを 20 メートル以内に制限する計画です。

1-21 ページを御覧ください。

こちらが、守谷市が定める都市計画の手続の状況でございます。

土地区画整理事業の決定などにつきましては、令和 6 年 11 月 19 日に守谷市において都市計画審議会を開催し、原案のとおり可決答申されており、県の区域区分の変更と同日で都市計画決定を行う予定となっております。

1-22 ページを御覧ください。

最後に三つ目、県が定める都市計画の手続の状況について御説明いたします。

1-23 ページを御覧ください。

今回の区域区分の変更にあたり、住民の皆様幅広く意見を求めるため、都市計画法に基づき、令和 6 年 1 月に都市計画素案の閲覧期間を設けた上で公述の申出を受け、10 月には都市計画案の縦覧及び意見書の受付を行いました。公述の申出や意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条の規定により、守谷市に意見を求めたところ、11 月 25 日付で異存はない旨の回答を頂いております。

都計諮問第 3 号の説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明いただいたことに対しまして、皆様からの御意見または御質問等ございましたら、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○A 委員

今この物件等に関しては、県が決定する部分、また、市が決定する部分があると思うので、今、高度地区の説明がありましたが、この高度地区の部分に関して、例えば今、触れていなかったですけれども、商業地域の中にも、高度商業地域と商業地域というのがあって、これは県が決めることなのか、市が決めることなのかという部分もあると思うのです。

けれども、今回の商業地域の部分の区画割りの中には、高度商業地域は入っていないということの位置づけでいいのかな。説明の中にはなかったですけども。商業地域の中には、商業地域があつて、高度商業地域もありますよね。これは県が決めることなのか、市が決めることなのか、聞いて、今の高度地域の場合は、これは商業地域の役割とは違う役割で進めていると思うのですけれども、この辺はどうなるのですか。

○議長

お答え願えますか。

○事務局

ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回定める高度地区という都市計画なのですけれども、こちら、建物の高さを制限するというものになっております。今回は、商業的な利用をするエリアも含めて、建築物の高さを、20メートルを最大高さとするというような都市計画を市の決定で定めるという計画になっております。

ですので、商業地域も含めて、今回、市街化区域に編入するエリアについては、高さを20メートル、最大高さとするという都市計画で、制限をしましろうと考えております。

○議長

どうぞ。

○A委員

その位置づけは、説明で今、分かったのですけれども、従来であれば、商業地域の中に高度商業地域というのは、比較的にもっと制限を緩和する、こういう部分の役割のある部分、ある部分も実は高度商業地域の中にあるわけであつて、今回この事案は、その部分は、指定はされてはいないと思うのですが、今、説明の中には加わっていると。

逆に言えば、これは、20メートルで制限するという部分でありますけれども、一部高度の場合には、20メートルを超える部分も、これは、他市区にはよりますけれども、ここではない。この辺の部分がちょっと分かりにくくて、どう整理すればいいのかなと思うのですけれども、いずれにしても、この県の都計審の中で、これを決める部分なのか、これは勉強不足なのですけれども、市の都計審で決める部分なのかという部分が、それは所管がありますね。この辺の部分の高度なのか、通常、例えば商業においても、通常、高度においても、これはどうなのですか。県が決めることではなくて、市が決めることであるということでもいいのですか。

○議長

お願いします。

○事務局

委員の御質問にお答えいたします。

今回のこの高度地区の都市計画については、市が決定する都市計画になっております。

一方で、我々が今回、御審議いただく区域区分、いわゆる線引きでございますが、こちらについては、まちづくりについても非常に重要な内容でございますので、皆様には御説明を差し上げながら、そちらも加味した上で御審議いただければ幸いと存じます。よろしくお願いたします。

○A委員

これに掲げないかも分かりませんが、特にこの高度と制限される場合には、今度はそれぞれの市町村では、今度は固定資産税なんかにも勘案してくる部分なのですね。ですから、これは基本的には、固定資産税がどうであろうと何であろうと、地域をどうつくるかという部分の考え方が原則でありますから、税に関する部分とは、また別でありますけれども、知っておかなければならないかなと思って。いずれにしても、今回の場合には、高度も入る、高度も入るが20メートルで制限されて、商業地域も入っていくということでもありますね。分かりました。

○議長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○B委員

今回の都市開発、都市計画において、幹線道路である国道294号線、これによって、どの程度、渋滞が発生するのか。あるいは、現時点で、曜日あるいは時間帯でどの程度の渋滞が発生して、また、この都市計画によって、それがどのぐらいになるのかを教えてください。

○議長

お答えになりますか。事務局。

○事務局

ただいまの御質問にお答えいたします。

詳細な数字については、御説明差し上げられないのですが、今回、商業地域を設定することから、交通量の推計を行っておりまして、国道294号にアクセスする道路等については、交通量の増加が見込まれますので、右折レーンの設置、また、商業施設には導入路の設置等を検討いたしまして、可能な限り交通への影響に配慮した計画としております。

以上です。

○B委員

ありがとうございます。ちなみに、今、現時点でこの周辺は、路線バスは走っていまし

たでしょうか。私も南のほうは、よく詳しくはないものですから、すみません。

○議長

どうぞ。

○事務局

質問にお答えいたします。

今、表示しております図面でいきますと、守谷市と書いてある周辺、こちらです。こちらのURが開発しました住宅地が広がっておりまして、こちらの住宅地から新守谷駅にアクセスする路線バスは十分確保されていると聞いております。

○B委員

分かりました。ありがとうございます。

特に、朝夕の通勤、通学時間帯で渋滞が発生して、バスの利用者に不便がかからないかどうか、ちょっと気になったものですから。ありがとうございます。

○議長

御質問ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○C委員

ちょっと分からないので、お聞きしたい点なのですけれども、こういうふうに都市計画の変更をするときというのは、例えば住居系の住宅ゾーンとか、大体何世帯ぐらい入る予定とか、あと、商業複合ゾーンは店舗がどのくらい入っているだとか、複合ゾーンですか、そういうのは、どういうものが入るのかとか、その辺はある程度見込んで数字になって決めていくものなのか。どうやって決めているのかなという興味がありましたので、お聞きしたいのですけれども。

○議長

お答えできますか。お願いします。

○事務局

ただいまの委員の質問にお答えいたします。

まず初めに、どのぐらいの住宅というか、居住を予定しているのかという御質問だったかと思います。今回、住宅地としましては、黄色の住宅ゾーン、こちら既存の保育施設がありますものですから、その周辺に住宅ゾーンを設定しておりまして、こちらで約90人の住まいを設定できるような面積を確保しております。

そのほかの物流ゾーンであったり、商業ゾーンについては、守谷市のほうで企業との引き合いがあるというふうに聞いておりまして、おおむねその引き合いに応じて、土地の面

積の確保を検討しておるといような状況でございます。具体的にどのぐらいの面積、何社かというのは、ちょっとお答えできないのですが、ある程度、守谷市のほうでは誘致する企業が決まっておって、この土地利用計画をつくり上げたというふうに聞いております。

以上です。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかに、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。先生、よろしいですか。

特にないようでございますので、都計諮問の第3号につきましては、原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。異議なしと頂きました。都計諮問第3号につきましては、原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

【都計諮問第4号 坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する
都市計画上の支障の有無について】

○議長

続きまして、都計諮問第4号につきまして、事務局から説明をお願いしたいと存じます。

○事務局

建築指導課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、都計諮問第4号、坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について御説明させていただきます。

スライド説明資料をスクリーンに映して御説明しますので、スクリーンのほうを御覧になっていただければと思います。

本日の御説明の流れですが、まずⅠの許可制度の概要としまして、許可の必要性や御審議いただく内容を御説明いたします。

次に、Ⅱの許可の基準を御説明した上で、Ⅲの計画概要が許可基準にどのように適合していると判断したのかを御説明いたします。

最後に、御審議の御参考として、Ⅳの計画施設等の概要を御説明いたします。

初めに、許可制度の概要としまして、建築基準法51条について御説明いたします。

建築基準法第51条においては、廃棄物処理施設などは、都市計画において敷地の位置が

決定しているもの以外、原則建築できないと規定されております。

本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定されておられませんので、同条ただし書の規定により、特定行政庁の許可が必要となるものです。

許可に当たりましては、都市計画審議会の議を経る必要がありますことから、本審議会にお諮りをして、本案件の敷地の位置が都市計画上支障がないものであるかを御審議いただくものでございます。

続いて、廃棄物処理施設を許可する場合の県の許可の基準について、御説明いたします。

敷地の位置が都市計画上支障がないことの判断の基準として、二つの観点で審査をしております。

まず、一つ目は、表上段の敷地の位置になります。

具体的な基準は、敷地が属する地域によって変わりますが、敷地が工業専用地域や工業地域といった工業系の用途地域の場合、表の①の場合になりますが、この場合は、敷地が工業系用途地域以外の用途地域に近接していないことを要件としています。

敷地が工業系用途地域以外の場合、例えば市街化調整区域内などの場合、表の②の場合になりますが、この場合は、これに加えて、敷地の周囲に住宅、学校、病院等がなく、周辺の土地利用の状況から、市街地的な土地利用が想定されないことを要件としています。

なお、表の米印の部分になりますが、①、②のいずれの場合も、処理施設の種類、または地形・地物等から見て影響が少ないと判断される場合には、適用しないことができることとしております。

二つ目は、表の下段の都市計画マスタープラン等との整合として、都市計画マスタープランに定める土地利用計画上支障がないこと、都市計画施設の位置や市街地開発事業との整合が図られていること、加えて、そうした事項について、市町村長から支障のないことの意見が付されていることを要件としております。

次に、計画概要と許可基準との関係についてでございます。

まず、許可申請の背景を御説明いたします。

許可申請者は、レンゴー株式会社、代表取締役社長、川本洋祐でございます。申請者のレンゴー株式会社は、段ボールの製造・販売を主要事業としまして、全国展開している企業でございます。

今回の申請地であります坂東市内の利根川事業所は、段ボールの材料になる段ボール原紙などを生産している工場ですが、現在は、生産過程で排出される自社の廃棄物を敷地内で焼却処分している状況でございます。

今回の計画は、自社及び近隣の関連会社から排出される廃プラスチックなどの産業廃棄物を回収、破碎及び成型して、固形燃料として再利用することでリサイクルを推進しようとするものになります。

次に、廃棄物処理施設の概要でございます。

今回は、既存の工場敷地内に産業廃棄物を破碎する破碎機1基を新設するものになります。

破碎機は、廃プラスチック類を破碎する場合は、1日当たり113.88トン、木くずを破碎する場合は、1日当たり143.76トンの処理ができる能力を有するものとなっております。

下の表になりますが、本案件の敷地は、工業地域内にあるため、廃プラスチック類であ

れば1日当たり6トンまで、木くずであれば1日当たり100トンまでは、許可が不要となるものでございますが、いずれの場合でも規定値を超えるため、許可が必要となるものでございます。

次に、都市計画図により位置を御説明いたします。

画面の右上が北でございます。

画面左側の赤色で表示したところが、今回の申請地となります。

図の中央下にある坂東市役所から約2キロメートル、図の右上にあります圏央道坂東ICから約3.5キロメートルの岩井市街地北西部の工業地と呼ばれる工業地域に位置しております。

続きまして、本案件の計画と許可基準との関係について御説明させていただきます。許可の基準の一つ目であります敷地の位置の要件を上の表に表示しております。

今回の申請地は、工業系用途地域である工業地域に位置しておりますので、許可の基準の①に該当します。

このため、敷地の位置が工業系用途地域以外の用途地域に近接していないことが要件となりますが、画面左側の都市計画図を御覧いただきますと、申請敷地はその東側で別の用途地域に近接しております。

ただし、敷地と近接する用途地域の間は、基幹道路である国道により分断されていること、加えて、近接する用途地域は、規制の内容が工業地域に近い準工業地域となっておりますことから、近接する用途地域に対する影響は少ないものとして、上の表の赤字部分、ただし書に該当するものと考えております。

以上のことから、敷地の位置に関する基準に適合しているものと判断しております。

次に、許可の基準の二つ目であります都市計画関係についてでございます。

下の表になりますが、坂東市の都市計画マスタープランでは、申請地が位置する岩井市街地北西部の工業地を既存産業拠点として位置づけており、引き続き工場などの操業環境の維持を図ることとされております。

申請地周辺で、都市計画施設や市街地開発事業の計画も予定されておられません。また、坂東市からは、都市計画上支障がない旨の意見書が提出されております。

これらのことから、都市計画マスタープラン等との整合が図られており、坂東市の意見も支障ないため、都市計画上支障がないと判断しております。

以上、県の許可の基準に適合しており、許可相当と判断しております。

ここまでの許可相当と判断した理由の御説明になりますが、次のスライドから御参考として、計画施設等の概要を御説明します。

本案件の配置図についてです。

画面右下が北になります。赤線が敷地の範囲で、敷地面積は139,259.53平方メートルでございます。敷地外周の青い破線部分には、高さ1.8メートルのフェンスや門などが設置されております。

敷地は、東側で国道に、北側で坂東市道に接しており、主たる出入口は国道側になります。

画面左上のピンク色で表示した部分が、今回、破碎機を設置する計画建物になります。

鉄骨造2階建て、延べ面積は633.86平方メートルを予定しております。

その他に、黄色やオレンジ色などで表示した工場、事務所、倉庫など、38棟の既存建築物がありまして、既存も含めた合計の延べ面積は、77,588.71平方メートルとなっております。

敷地周囲の土地利用状況についてです。

画面上が北となります。航空写真上に、敷地の範囲を赤線で、破碎施設の位置をピンク色で表示しております。

破碎施設は、敷地南西の比較的敷地の境界線に近い位置に計画しておりますが、敷地の西側は農地、南側は自己所有の森林となっております。

周辺交通への影響についてです。

処理施設の搬入・搬出車両が出入りする時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとなっております。同時時間帯を含む午前8時から午後6時の国道354号の交通量は、4,332台という調査結果となっております。

本施設の搬出入車両数を破碎機の最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり往復で68台の増加となります。

最後に、生活環境影響調査の結果についてです。

調査項目は、騒音、振動、大気質、水質、悪臭の5項目でございます。全ての項目で予想値が評価基準以下であることが確認されております。

都計諮問第4号の御説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○C委員

2の11ページの写真なのですが、土地利用状況の写真の中で、森林、自己所有地とあるところの部分に白い四角いものもあるので、これは、敷地は自己所有だけでも、その用途として使っていないところに何かがあるような気がするのですが、その辺はお調べしていただいているのですか。

○議長

お願いします。

○事務局

御質問いただきました部分については、過去に建物のない資材置場として使っていた経過がございます。

しかし、現在は使用しておらず、今回の敷地でフェンスによる区画もしておりますので、敷地から除いているという状況になります。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかに、御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、お願いします。

○D委員

今回の修正案件については、詳細に具体的に御説明いただきまして、これで問題ないと判断できるかなと思うのですが。

ただ、御説明の途中の表現が気になるところが1点ありまして、2の9ページでございますでしょうか。この下から4分の1ぐらいのところに、都市計画施設との整合で新たな計画は、と書いてあるのですが、これは、本来は新たな計画だけではなくて、既にある都市計画施設との関係で問題がないのかどうか、それから市街地開発事業についても、もちろん既に完成している市街地開発とも整合しているかどうかと、そこまでチェックするという趣旨だろうと思うので、その新たな計画がないというので、言い切ってしまうわけにはいかない項目なのかなというふうなところがちょっと気になりました。

今回は、もちろんその中身の周辺の都市計画施設、それから周辺に市街地開発事業、これまでも行われたところも、何で行われたのか分かりませんが、ありますので、それを見て問題ないと判断できるのですが、これからの取扱いのところを、そこをクリアにさせていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

お答えになりますか。

○事務局

御指摘いただいたとおりでございまして、既存の都市計画施設についても、十分配慮されるべきだと考えますので、そのあたり、きちんと御説明できるように資料を準備したいと思っております。ありがとうございます。

○議長

よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、都計諮問第4号につきましては、支障なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。異議なしということで、都計諮問第4号につきましては、支障なしとさせていただきます。

○議長

都計諮問第3号につきましては、原案のとおり可決。4号につきましては、支障なしとして、本日付をもって知事に答申いたします。御協力ありがとうございました。

それでは、本日の議事審議につきましては、以上でございます。

令和6年度第2回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学 識 経 験 の あ る 者	弁護士	田 中 美 和	欠席
	茨城大学大学院教授	平 田 輝 満	欠席
	筑波大学准教授	藤 井 さやか	欠席
	茨城大学大学院名誉教授	山 田 稔	出席
	一級建築士	濱 中 本 子	出席
	いばらき農業委員会 女性協議会副会長	赤 城 美 子	出席
	茨城県商工会議所連合会 副会長	中 川 喜久治	出席
	茨城県バス協会会長	任 田 正 史	出席
	NPO法人日本防災士会 会員	益 子 さや子	出席
	国立環境研究所社会シス テム領域主幹研究員	金 森 有 子	出席
市町村長を 代表する者	守谷市長	松 丸 修 久	欠席
県 議 会 の 議 員	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	欠席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	出席
	茨城県議会議員	田 山 東 湖	欠席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	出席
市町村の議 会の議長を 代表する者	水戸市議会議長	大 津 亮 一	出席
関係行政機 関の職員	関東農政局長	安 東 隆	出席(代理 農村振興部農村計画 課長 野中 泰史)
	関東地方整備局長	岩 崎 福 久	出席(代理 常陸河川国道事務所 副所長 石崎 睦)

出席 13 名	} 19 名
欠席 6 名	

令和6年度第2回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
3	取手都市計画 区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入（守谷市） 新守谷駅周辺地区 A=14.6ha
4	坂東市における廃棄物 処理施設の敷地の位置 に関する都市計画上の 支障の有無について(建 築基準法第51条)	特定行政庁 知事	坂東市岩井地内 廃棄物処理施設(新設) 破砕(廃プラ類) 処理能力:113.88t/日 破砕(木くず) 処理能力:143.76t/日
	計2件		